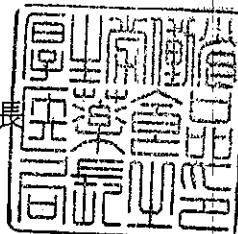


薬食発第0928016号
平成19年 9月28日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」の一部改正について

高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器の区分については、「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器」（平成16年厚生労働省告示第298号。以下「クラス分類告示」という。）において定められているところであるが、新たに医療機器が承認されたことから、「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第317号。以下「改正告示」という。）が本日付けで公布・施行されたところである。

クラス分類告示における各一般的名称の定義等については、平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」により示したところであるが、改正告示の公布・施行に伴い、同通知の一部を下記のとおり改正するので、御了知の上、貴管下関係業者、団体等に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本医療機器産業連合会会長、在日米国商工会議所医療機器・IVD小委員会委員長及び欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長あて送付することとし

ていることを申し添える。

記

改正の内容

平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」の別添CD-ROMの記録内容の一部を次のように改正する。

脳血栓破碎用バイブルーションカテーテルの項の次に次のように加える。

1067				
登51 医療用導管 及び体液管 チューブ及びカテーテル	14641004 中心循環系透析用カテーテル	血管形透析及びステント留置術の際に、透析物質(血漿及び透析液)を封じ込め、除去する目的に使用する。また、透析物質(血漿及び透析液)を封じ込め、除去する目的に使用する。透析物質(血漿及び透析液)を封じ込め、除去する目的に使用する。透析物質(血漿及び透析液)を封じ込め、除去する目的に使用する。	IV 6-⑤	-

胃十二指腸用ステントの項の次に次のように加える。

1066	内腔操作用 器具	生体内移植器具 用器	45851000 頭動系用ステント	塗装して頭動系部の内部に留まる方法を複数種で、その開存性を維持するステントをいう。例えば、ステントは、スチールはカーボンによって頭部留置することによって留められる。ハーフカーボンの感触、又は自己組織により、ステントは血管として血管を形成する。カーボンを除去すると、カーボンは永久インラントとしてその位置に留まる。金属、ポリマー又は他の物質を構成料とする。一定の長さの連続チューブ状のものもある。チューブ型の足掛橋のものもある。	N	8-②	-	-

[参考]

3 平成19年9月28日 金曜日

官 報

(号外第225号)

- 平成十九年十月一日以後の日を発行する第七回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件(同三三一)
- 平成十九年十月一日以後の日を発行する第九回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件(同三三三)
- 平成十九年十月一日以後の日を発行する第十四回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件(同三三三)
- 平成十九年十月一日以後の日を発行する第十六回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件(同三三五)
- 平成十九年十月一日以後の日を発行する第十七回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件(同三三七)
- 平成十九年十月一日以後の日を発行する第十九回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件(同三三六)
- 平成十九年十月一日以後の日を発行する第十九回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件(同三三八)
- 平成十九年十月一日以後の日を発行する第二十一回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件(同三三九)
- 第八回特別弔慰金国庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件の一部を改正する件(同三四〇)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 全 | 公 | 会 | 会 |
| 三 | 四 | 五 | 六 |
| 七 | 八 | 九 | 十 |
| 十一 | 十二 | 十三 | 十四 |
| 十五 | 十六 | 十七 | 十八 |
| 十九 | 二十 | 二十一 | 二十二 |
| 二十三 | 二十四 | 二十五 | 二十六 |
| 二十七 | 二十八 | 二十九 | 三十 |
| 三十一 | 三十二 | 三十三 | 三十四 |
| 三十五 | 三十六 | 三十七 | 三十八 |
| 三十九 | 四十 | 四十一 | 四十二 |
| 四十三 | 四十四 | 四十五 | 四十六 |
| 四十七 | 四十八 | 四十九 | 五十 |
| 五十一 | 五十二 | 五十三 | 五十四 |
| 五十五 | 五十六 | 五十七 | 五十八 |
| 五十九 | 六十 | 六十一 | 六十二 |
| 六十三 | 六十四 | 六十五 | 六十六 |
| 六十七 | 六十八 | 六十九 | 七十 |
| 七十一 | 七十二 | 七十三 | 七十四 |
| 七十五 | 七十六 | 七十七 | 七十八 |
| 七十九 | 八十 | 八十一 | 八十二 |
| 八十三 | 八十四 | 八十五 | 八十六 |
| 八十七 | 八十八 | 八十九 | 九十 |
| 九十一 | 九十二 | 九十三 | 九十四 |
| 九十五 | 九十六 | 九十七 | 九十八 |
| 九十九 | 一百 | 一百零一 | 一百零二 |
| 一百零三 | 一百零四 | 一百零五 | 一百零六 |
| 一百零七 | 一百零八 | 一百零九 | 一百一十 |
| 一百一十一 | 一百一十二 | 一百一十三 | 一百一十四 |
| 一百一十五 | 一百一十六 | 一百一十七 | 一百一十八 |
| 一百一十九 | 一百二十 | 一百二十一 | 一百二十二 |
| 一百二十三 | 一百二十四 | 一百二十五 | 一百二十六 |
| 一百二十七 | 一百二十八 | 一百二十九 | 一百三十 |
| 一百三十一 | 一百三十二 | 一百三十三 | 一百三十四 |
| 一百三十五 | 一百三十六 | 一百三十七 | 一百三十八 |
| 一百三十九 | 一百四十 | 一百四十一 | 一百四十二 |
| 一百四十三 | 一百四十四 | 一百四十五 | 一百四十六 |
| 一百四十七 | 一百四十八 | 一百四十九 | 一百五十 |
| 一百五十一 | 一百五十二 | 一百五十三 | 一百五十四 |
| 一百五十五 | 一百五十六 | 一百五十七 | 一百五十八 |
| 一百五十九 | 一百六十 | 一百五十一 | 一百五十二 |
| 一百五十三 | 一百五十四 | 一百五十五 | 一百五十六 |
| 一百五十七 | 一百五十八 | 一百五十九 | 一百六十 |
| 一百六十一 | 一百六十二 | 一百六十三 | 一百六十四 |
| 一百六十五 | 一百六十六 | 一百六十七 | 一百六十八 |
| 一百六十九 | 一百七十 | 一百七十一 | 一百七十二 |
| 一百七十三 | 一百七十四 | 一百七十五 | 一百七十六 |
| 一百七十七 | 一百七十八 | 一百七十九 | 一百八十 |
| 一百八十一 | 一百八十二 | 一百八十三 | 一百八十四 |
| 一百八十五 | 一百八十六 | 一百八十七 | 一百八十八 |
| 一百八十九 | 一百九十 | 一百九十一 | 一百九十二 |
| 一百九十三 | 一百九十四 | 一百九十五 | 一百九十六 |
| 一百九十七 | 一百九十八 | 一百九十九 | 一百二十 |
| 一百二十 | 一百二十 | 一百二十 | 一百二十 |
- 各都道府県共同募金会が平成十九年十月一日から同年十一月三十日までの間に募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件(同三四三)
 - 外国為替令第二十五条第二項から第五項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件の一部を改正する件(同三四四)
 - 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令第十七条第一項から第四項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件(同三四五)
 - 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める病院及び調整係数の一部を改正する件(同三一)
 - 厚生労働大臣が指定する先進医療及び施設基準の一部を改正する件(同三一)
 - 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件(同三一)
 - 医療機器及び体外診断用医薬品の造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件(同三一八)
 - 医療機器及び体外診断用医薬品の造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件(同三一九)
 - 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(同三一〇)
 - 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件(同三一)
 - 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(同三一一)
 - 漁港の指定等の一部を改正する件(農林水産一一六九)
 - 独立行政法人農業者年金基金法施行令第九条第一項第一号の農林水産大臣が指定する有価証券を指定する件(同三一)
 - 商品取引所法施行令第十四条第五号の規定に基づき、主務大臣が指定する者を指定する件(農林水産・経済産業一一)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 全 | 公 | 会 | 会 |
| 一 | 二 | 三 | 四 |
| 五 | 六 | 七 | 八 |
| 九 | 十 | 十一 | 十二 |
| 十三 | 十四 | 十五 | 十六 |
| 十七 | 十八 | 十九 | 二十 |
| 二十一 | 二十二 | 二十三 | 二十四 |
| 二十五 | 二十六 | 二十七 | 二十八 |
| 二十九 | 三十 | 三十一 | 三十二 |
| 三十三 | 三十四 | 三十五 | 三十六 |
| 三十七 | 三十八 | 三十九 | 四十 |
| 四十一 | 四十二 | 四十三 | 四十四 |
| 四十五 | 四十六 | 四十七 | 四十八 |
| 四十九 | 五十 | 五十一 | 五十二 |
| 五十三 | 五十四 | 五十五 | 五十六 |
| 五十七 | 五十八 | 五十九 | 六十 |
| 六十一 | 六十二 | 六十三 | 六十四 |
| 六十五 | 六十六 | 六十七 | 六十八 |
| 六十九 | 七十 | 七十一 | 七十二 |
| 七十三 | 七十四 | 七十五 | 七十六 |
| 七十七 | 七十八 | 七十九 | 八十 |
| 八十一 | 八十二 | 八十三 | 八十四 |
| 八十五 | 八十六 | 八十七 | 八十八 |
| 八十九 | 九十 | 九十一 | 九十二 |
| 九十三 | 九十四 | 九十五 | 九十六 |
| 九十七 | 九十八 | 九十九 | 一百 |
| 一百零一 | 一百零二 | 一百零三 | 一百零四 |
| 一百零五 | 一百零六 | 一百零七 | 一百零八 |
| 一百零九 | 一百一十 | 一百一十一 | 一百一十二 |
| 一百一十三 | 一百一十四 | 一百一十五 | 一百一十六 |
| 一百一十七 | 一百一十八 | 一百一十九 | 一百二十 |
| 一百二十一 | 一百二十二 | 一百二十三 | 一百二十四 |
| 一百二十六 | 一百二十七 | 一百二十八 | 一百二十九 |
| 一百三十 | 一百三十一 | 一百三十二 | 一百三十三 |
| 一百三十五 | 一百三十六 | 一百三十七 | 一百三十八 |
| 一百三十九 | 一百四十 | 一百四十一 | 一百四十二 |
| 一百四十三 | 一百四十四 | 一百四十五 | 一百四十六 |
| 一百四十七 | 一百四十八 | 一百四十九 | 一百五十 |
| 一百五十一 | 一百五十二 | 一百五十三 | 一百五十四 |
| 一百五十五 | 一百五十六 | 一百五十七 | 一百五十八 |
| 一百五十九 | 一百六十 | 一百五十一 | 一百五十二 |
| 一百五十三 | 一百五十四 | 一百五十五 | 一百五十六 |
| 一百五十七 | 一百五十八 | 一百五十九 | 一百六十 |
| 一百六十一 | 一百六十二 | 一百六十三 | 一百六十四 |
| 一百六十五 | 一百六十六 | 一百六十七 | 一百六十八 |
| 一百六十九 | 一百七十 | 一百六十一 | 一百六十二 |
| 一百七十一 | 一百七十二 | 一百七十三 | 一百七十四 |
| 一百七十五 | 一百七十六 | 一百七十七 | 一百七十八 |
| 一百七十九 | 一百八十 | 一百七十一 | 一百七十二 |
| 一百八十一 | 一百八十二 | 一百八十三 | 一百八十四 |
| 一百八十五 | 一百八十六 | 一百八十七 | 一百八十八 |
| 一百八十九 | 一百九十 | 一百九十一 | 一百九十二 |
| 一百九十三 | 一百九十四 | 一百九十五 | 一百九十六 |
| 一百九十七 | 一百九十八 | 一百九十九 | 一百二十 |
| 一百二十 | 一百二十 | 一百二十 | 一百二十 |
- 薬事法第二十二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件(同三一七)
 - 薬事法施行令第八十条第二項第七号ハの規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件(同三一八)
 - 機関として所管する法令に基づく手続等及び財務省が他の行政機関と共に所管する公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を適用する範囲を定める件の一部を改正する件
 - 生物由来原料基準の一部を改正する件(厚生労働三一〇)
 - 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める病院及び調整係数の一部を改正する件(同三一九)
 - 厚生労働大臣が指定する先進医療及び施設基準の一部を改正する件(同三一)
 - 医療機器及び体外診断用医薬品の造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件(同三一〇)
 - 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件(同三一)
 - 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(同三一一)
 - 漁港の指定等の一部を改正する件(農林水産一一六九)
 - 独立行政法人農業者年金基金法施行令第九条第一項第一号の農林水産大臣が指定する有価証券を指定する件(同三一)
 - 商品取引所法施行令第十四条第五号の規定に基づき、主務大臣が指定する者を指定する件(農林水産・経済産業一一)

西二、歯周外科治療におけるバイオ・リジエネーション法(歯周炎による重度垂直性骨欠損に係るものに限る)の施設基準イ、主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら歯科又は歯科口腔外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有していること。

(2) 日本歯周病学会の認定する歯周病専門医又は日本口腔外科学会の認定する口腔外科専門医であること。

当該療養について三年以上の経験を有していること。

(3) 当該療養について、当該療養を主として実施する歯科医師として五例以上及び補助を行う歯科医師として一例以上の症例を実施していること。

歯科医療機関に係る基準

(1) 歯科又は歯科口腔外科を標榜していること。

(2) 当該療養を実施する歯科において、当該療養に係る三年以上の経験を有し、日本歯周病学会の認定する歯周病専門医又は日本口腔外科学会の認定する口腔外科専門医である常勤の歯科医師が配置されていること。

(3) 当該療養を実施する診療科において、看護師又は歯科衛生士が配置されていること。

医療機器の保守管理を行う体制が整備されていること。

(4) 医療安全管理委員会が設置されていること。

当該療養について十例以上の症例を実施してること。

(7) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を「十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五条)第十四条第一項の規定に基づき、薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等(平成六年厚生省告示第四百四回)の一部を次のよう改正する。

厚生労働省告示第三百五十五号 厚生労働大臣 外添 要一 平成十九年九月二十八日

表次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品の項中第百九号を第百十一号とし、第八十五号から第百八号までを一号ずつ繰り下げ、第八十四号を第八十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十六、ブルラン
表次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品の項中第八十三号を第八十四号とし、第二十号から第八十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十、クロスカルメロースナトリウム
二十、クロスカルメロースナトリウム

○厚生労働省告示第三百五十五号 厚生労働大臣 外添 要一 平成十九年九月二十八日

表次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品の項中第百九号を第百十一号とし、第八十五号から第百八号までを一号ずつ繰り下げ、第八十四号を第八十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十六、ブルラン
表次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品の項中第八十三号を第八十四号とし、第二十号から第八十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十、クロスカルメロースナトリウム
二十、クロスカルメロースナトリウム

○厚生労働省告示第三百五十五号 厚生労働大臣 外添 要一 平成十九年九月二十八日

表次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品の項中第百九号を第百十一号とし、第八十五号から第百八号までを一号ずつ繰り下げ、第八十四号を第八十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十六、ブルラン
表次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品の項中第八十三号を第八十四号とし、第二十号から第八十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十、クロスカルメロースナトリウム
二十、クロスカルメロースナトリウム

○厚生労働省告示第三百五十五号 厚生労働大臣 外添 要一 平成十九年九月二十八日

表次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品の項中第百九号を第百十一号とし、第八十五号から第百八号までを一号ずつ繰り下げ、第八十四号を第八十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十六、ブルラン
表次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品の項中第八十三号を第八十四号とし、第二十号から第八十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十、クロスカルメロースナトリウム
二十、クロスカルメロースナトリウム

○厚生労働省告示第三百五十五号 厚生労働大臣 外添 要一 平成十九年九月二十八日

表次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品の項中第百九号を第百十一号とし、第八十五号から第百八号までを一号ずつ繰り下げ、第八十四号を第八十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十六、ブルラン
表次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品の項中第八十三号を第八十四号とし、第二十号から第八十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十、クロスカルメロースナトリウム
二十、クロスカルメロースナトリウム

の告示による改正後の日本薬局方(以下「新薬局方」という)に收められているものに限る)であつて同年十月一日において現に同法第十四条第一項の規定による承認を受けているもの(平成十九年九月三十日において、薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等(平成六年厚生省告示第四百四回)により製造販売の承認を要しない医薬品として指定されている医薬品(以下「承認を要しない医薬品」という)を含む)については、平成二十一年三月三十一日までは、旧薬局方で定める名称及び基準(当該医薬品に関する部分に限る)は新薬局方で定める名称及び基準とみなすことができるものとし、新薬局方に收められている医薬品(旧薬局方に收められていたものを除く)であつて平成十九年十月一日において現に同法第十四条第一項の規定による承認を受けている医薬品(承認を要しない医薬品を含む)については、平成二十一年三月三十日までは、新薬局方に收められない医薬品とみなすことができるものとする。また、この告示の適用の際現にある旧薬局方の一般試験法の部9-0-1標準品の条に掲げる標準品については、新薬局方の一般試験法の部9-0-1標準品の条(1)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
平成十九年九月二十八日
(次のよう)は省略し、改正全文を厚生労働省医薬食品局審査管理課及び地方厚生局並びに都道府県庁に備え置いて検査に供する)
○厚生労働省告示第三百五十七号
薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五条)第二条第五項の規定に基づき、薬事法第一条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高専理医療機器、管埋医療機器及び一般医療機器(平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号)の一部を次のように改正する。
平成十九年九月二十八日
別表第一に次のように加える。
1066 頸動脈用スナント
1067 中心循環系管腔詰詰用カテーテル
○厚生労働省告示第三百五十八号
薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第八十条第一項第七号ハの規定に基づき、薬事法施行令第八十条第一項第七号ハの規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高専理医療機器(平成十六年厚生労働省告示第四百三十号)の一部を次のように改正する。
平成十九年九月二十八日
〔26まで〕を〔326まで〕及び〔1066及び1067〕に改める。
○厚生労働省告示第三百五十九号
医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成十六年厚生労働省令第六十九号)第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器(平成十七年厚生労働省告示第八十四号)の一部を次のように改正する。
平成十九年九月二十八日
厚生労働大臣 外添 要一
本則に次のように加える。
厚生労働大臣 外添 要一
773 772
○厚生労働省告示第三百六十号
中心循環系管腔詰詰用カテーテル
診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬基準)(平成十八年厚生労働省告示第九十五号)の一部を次のように改正し、平成十九年十月一日から適用する。
平成十九年九月二十八日
厚生労働大臣 外添 要一